

現在の登録数 - 1/25現在
455業者 施工例154

ホームドクターなび登録受付中
住まいのネットワーク会員の仲間
はぜひホームドクターなびに
登録を。ホームページや施工例
が無くとも登録可能。問い合わせ、
申し込みは今すぐ所属支部へ。



住まいのネットワークとは

住まいのネットワークは規約も会費もないゆるやかな組織で、この情報誌を読むことが会員の資格です。学習・交流を通じ、中小業者の協同化を目指しています。

発行所：埼玉土建一般労働組合
さいたま市南区鹿手袋6-18-12
電話 048-863-6293

エコポイント即時交換制度実施へ 追加工事が実質値引き

1月28日、09年度の第2次補正予算が通過し、住宅エコポイントの実施が正式に決まった。リフォームで発生するエコポイントを同時に進められる工事の一部に当てることの出来る「即時交換制度」も予定されており、省エネ改修を中心に消費者の関心が今後急速に高まることが予想される。

申請は施工者による 代理申請が中心か

住宅エコポイントについて、新たに決まった大きな点は①発行ポイント、②部位別のポイントと上限、③申請期限、④ポイントの即時交換の4点。(※①②③については図を参照)

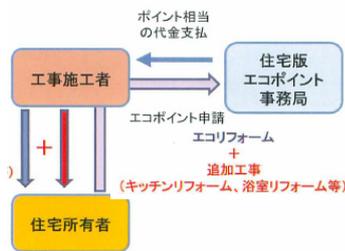
そのなかで特に重視してほしいのは、まだ検討段階である「ポイントの即時交換制度」だ。購入者自らが申請する家電エコポイント

とは違い、住宅エコポイントとは商品購入や性能評価に加え、施工者が発行する「施工証明書」が必要となる。また、ポイントの申請は施工者による代理申請が中心になると考えられる。

ポイントとは追加工事への充当可

この「ポイント即時交換」はこの代理申請を応用して、本来なら申請後、発行まで1〜2ヶ月かかるエコポイ

【エコリフォームの場合】



ントを、施工者が行うエコポイント対象外の工事代金に充当でき、後に施工者にエコポイントが工事代金として振り込まれるようになる制度だ。

この制度を利用すれば、省エネリフォームで発生したポイントで水周りのリフォーム代金やクロス張替え工事などに充当することが可能になり、実質的な値引きが可能になる。また、新築であれば外構工事などへ充当が考えられるだろう。

地元業者の信頼で 仕事確保へ

住宅エコポイントを狙って新規参入してくる業者も、悪質リフォーム事例も今後予想されている。

しかし、昨年の既存住宅アンケートでは、約8割の市民がリフォーム工事は「地元の業者に」と回答している。つまり、消費者はリフォームに「安心」「顔が見える業者」を望んでいる。地元業者はその「安心」「顔が見える」という2つを武器にして

住宅エコポイントを仕事につなげてほしい。組合では学習会のほか、エコポイントを宣伝できるチラシの作成も検討していく。

ポイントの 申請期限

- ・エコリフォーム 2011年3月31日
- ・エコ住宅の新築 2011年6月30日

1. エコリフォーム (1戸あたり30万ポイント)

内窓設置	大(2.8㎡以上)	中(~2.8㎡未満)	小(0.2~1.6㎡未満)
外窓交換	18,000	12,000	7,000
ガラス交換 (ガラスごと)	大(1.4㎡以上)	中(~1.4㎡未満)	小(0.1~0.8㎡未満)
	7,000	4,000	2,000
外壁・屋根・天井 由香の断熱改修	外壁	屋根・天井	床
	100,000	30,000	50,000
バリアフリー改修 50000上限	手すり	段差解消	廊下幅拡張
	5,000	5,000	25,000

2. エコ住宅の新築 : 一律1戸あたり30万ポイント

小規模工事登録制度 実態調査を自治体交渉に活かそう 地元業者の支援・育成目的に

埼玉県内の70自治体で、小規模工事登録制度が設けられ、小額の公共工事を地域建設業者の支援・育成を目的として運用されている。

この間、埼玉土建では、制度の改善・発展をめぐり、08年度の実態調査を行っている。調査は、市の担当課へのアンケートや情報公開条例などにより、登録業者、工事名称、発注金額、受注業者を把握する。この調査に

より、発注業者の偏りや、入札業者が小規模工事の受注をしていないかなど、小規模工事登録制度が適正に行われているかを掴むことができる。

実態調査が仕事確保のステップに

しかし、全県的には調査がまだまだすすんでいないのが現状だ。後述するが、調査をすすめ、実態をつかむこ

とで自治体に対し効果的な交渉を行うことが可能になる。なんとしても08年調査をやりきり、それを土台に全自治体で効果的な自治体交渉を進めることが、その先の地域建設業の再生につながるはずだ。

草加支部 市に改善を要求

三郷市は、登録業者92業者のうち、24業者だけに233件の仕事を発注していた。草加市は、83業者が登録しているが、受注できない業者も多く、386件(1993万円)の仕事が発注されるが、電気・ガラス工事の発注が全体の90%を占めた。さらにガラス工事は、1社だけで8割の仕事が発注されていた。緊急性を要する修繕としても、偏りすぎている。

チングの結果をもとに登録業者への仕事発注と、特定業者に発注が偏らないよう、市へ改善を要求した。

支部の働きかけで 予算増額が実現

越谷支部では、顔写真付き業者概要書と名刺をつくり、仲間へ参加を呼びかけながら市の各課へ名刺提出行動を行い、小規模工事の発注を求めた。

深谷寄居支部は、市長懇談での訴えが実を結び、深谷市議会でも小規模修繕に対し5168万円増額補正が可決、12月から139件の工事発注が行われた。川口市が組合の働きかけに、2億7000万円追加工事を実施、小規模登録業者の工事の上限が50万円から100万円に改善。組合から仲間への宣伝で、担当課に問い合わせが殺到した。

工事はずべて書面での契約必要

特定商取引法改定される

全建総連 新契約書を作成中

昨年12月1日から、訪問販売から消費者を保護するとして実施されている特定商取引法が改定された。仲間が施主から依頼を受けて工事する場合、すべ

「訪問販売」に当てはまるようになった。これにより、施主は契約を交わした8日以

内であれば無条件に契約を解除(クーリングオフ)でき、契約を交わしていない場合は、8日間は無条件解約が可能なので、施主の理解を得ながら着工日を契約の8日以

無期限に契約を解除できるのに注意すべきだ。口約束だけでは工事完成後でも契約を解除

とや材料仕入等にも配慮が必要だ。全建総連も新契約書を作成中だ。